

越谷市保健事業と介護予防の一体的実施個別的支援業務委託にかかる質疑に対する回答について

令和8年4月14日

越谷市保健医療部国保年金課
(担当:清田・山中・鈴木)

名 称	越谷市保健事業と介護予防の一体的実施個別的支援業務委託(単価契約)
-----	-----------------------------------

上記案件について質疑がありましたので、下記のとおり回答します。

	質 疑	回 答
1	i.2-(5)、ii.2-(5)、及びiii.2-(5)保健指導の実施について 個別支援票を使用して保健指導を実施するとあるが、個別支援票は報告内容が同一であれば、用紙や個票形式での提出ではなく、データベースなどの一覧による報告形式でも可能でしょうか	個票が望ましいですが、編集可能な電子媒体でのデータベース形式での報告でも差し支えありません。ただし、視認性等を考慮し、業務遂行に支障がないレイアウトとしてください。 報告していただく項目は、契約後に発注者と受注者が協議のうえ決定します
2	i.2-(5)d、ii.2-(5)a及びiii.2-(5)d事前アンケートの未記載で追加聴取した際の報告について追加聴取した内容は原本に記載する旨が記載されているが原本に追記はせず、聴取した内容をデータベースに補填する運用でも可能でしょうか	以下条件を満たせば可能です。 ①本人が回答した項目と、追加聴取した項目を区別して表記すること。 ②データベースの消失等が起きた際に、追加聴取項目を復元可能であること。
3	i.2-(6)b、ii.2-(6)b及びiii.2-(6)中間報告報告内容については、事前アンケートの返信率やアンケートから得られた健康課題などを中心とし、途中経過の支援状況については指導の実施状況などの簡便な報告に留めることは可能でしょうか。(支援内容の詳細な分析については最終報告時に報告)	別表に定める項目は必須項目とします。事業開始後の状況に応じて項目を増やす場合は、発注者と受注者が協議のうえ決定します。
4	③見積書〔所定様式〕、④見積明細書の提出が必要とのことですが、文中には「見積内訳書」についても記載がございます。③見積書〔所定様式〕の別紙が「見積内訳書」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。また、④見積明細書は、任意様式で作成し、予定件数に単価を乗じた金額及び総額を計上した内容で作成する認識でよろしいでしょうか。 【該当箇所】企画提案選考会実施要領 9 提出書類 (1)参加申込書及び企画提案関係書類 ③見積書(所定様式)④見積明細書	「④見積明細書」は「見積内訳書」に該当します。任意の様式で「予定件数に単価を乗じた金額」を必ず記載してください。総額の記載は任意です。 なお、「予定件数に単価を乗じた金額」と総額に相違がある場合は、「予定件数に単価を乗じた金額」で計上した額を総額として採用します。 また、転記誤り等により本市が公開している項目や予定数量等と相違がある見積明細書が提出された場合は、失格とします。

	<p>(3)③見積書及び見積内訳書には、…(略)</p> <p>④見積書には、必ず見積もった契約金額の明細となる見積明細書を…(略)</p>	
5	<p>各事業の対象者抽出条件につきまして、現時点でのご想定があればご教示いただけますでしょうか。</p> <p>i.糖尿病性腎症重症化予防対策事業(医療機関未受診者・受診中断者)</p> <p>ii.健康状態不明者対策事業</p> <p>iii.口腔機能低下予防対策事業</p>	<p>実施要領【参考資料】(1)の表に記載の抽出条件①及び②のとおりです。</p>
6	<p>3)「必ず医療専門職が同行すること」とのご記載がございますが、医療専門職 1 名のみで訪問することは、差し支えないでしょうか。</p> <p>【該当箇所】特記仕様書 P11 健康状態不明者対策事業 2 業務内容</p> <p>(5) 訪問指導の実施(1回目)</p> <p><アンケート未返信者への訪問>(希望者は電話指導へ切り替える)</p> <p>「訪問の際は、必ず医療専門職が同行すること。同行して指導希望がある場合は…」</p>	<p>医療専門職 1 名のみでの訪問でも差し支えございません。医療専門職 1 名のみでの訪問又は医療専門職を含む複数名で訪問する場合のいずれにおいても、対象者が保健指導を希望した場合に、その場で指導ができる体制としてください。</p>

1. 糖尿病性腎症重症化予防事業

(1) 対象者

指導総数（未受診・中断×性別×訪問・遠隔×圏域）

(2) 埼玉県後期高齢者保健事業計画の各評価指標における初回支援時の状況

（人数・割合）

(3) 初回支援時の対象者の状況

※①～⑧についての主な概要（事実）も記入すること

① 糖尿病 ② 歯科 ③ 眼科それぞれに対して

当初区分（未受診・中断）×性別×支援時の受診状況（定期・中断・未受診）

④ 服薬状況

⑤ ①～④クロス集計

⑥ アンケート分析（リスク点数など）から得られる生活習慣（栄養・食事・喫煙・飲酒・運動）

⑦ 支援によって判明した生活習慣改善に対する意識

⑧ モニタリング状況（歩数 体重 血圧など）

(4) 医療機関受診勧奨

① 支援から得られた糖尿病治療に関する状況

② 受診阻害要因

③ 勧奨を通じた受診意欲

(5) 行動計画

支援で作成した行動目標及び行動計画

(6) 考察

2. 健康状態不明者対策事業

- (1) 対象者
訪問等の状況（性別×アポあり・なし×圏域）＋居住地不明等訪問未実施数
- (2) 埼玉県後期高齢者保健事業計画の各評価指標における初回支援時の状況
（人数・割合）
- (3) 初回支援時の対象者の状況
※主な概要（事実）も記入すること
「1. 糖尿病性腎症重症化予防事業」（3）⑥～⑧に準ずるもの
- (4) 医療機関等受診勧奨
「1. 糖尿病性腎症重症化予防事業」（4）②～③に準じて、医療機関への受診及び後期高齢者健康診査の受診を含めたもの
- (5) 行動計画
- (6) 考察

3. 口腔機能低下予防対策事業

- (1) 対象者
指導総数（性別×訪問・遠隔×圏域）
- (2) 埼玉県後期高齢者保健事業計画の各評価指標における初回支援時の状況
（人数・割合）
- (3) 初回支援時の対象者の状況
※主な概要（事実）も記入すること
「1. 糖尿病性腎症重症化予防事業」（3）⑥～⑧に準ずるもの
- (4) 医療機関受診勧奨
「1. 糖尿病性腎症重症化予防事業」（4）②～③に準じて、医療機関への受診及び健康長寿歯科健診の受診を含めたもの
- (5) 行動計画
- (6) 考察

4. 全体総括